

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

デイサービス（通所介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 総合福祉施設「須坂やすらぎの園」（以下「事業所」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、デイサービス（通所介護）を提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人（連帯保証人）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者がデイサービス利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人（連帯保証人）に変更があった場合は、又は、本約款「別紙 1」及び「別紙 2」の改正がされた場合、新たに同意を得ることとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づくデイサービス利用を解除・終了することができます。この場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、デイサービス利用時間中に利用中止を申し出た場合については、その日の基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からのサービス提供停止・契約解除）

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくデイサービス利用の提供を停止することができます。但し、第 5 条に定めた利用料金支払い義務については存続します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- (2) 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- (3) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）が、本約款に定める利用料金を 1 ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合。
- (4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なデイサービスの提供を超えると判断された場合。
- (5) 利用者又は身元引受人（連帯保証人）、利用者の関係者等が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対する暴力行為等、並びに利用継続が困難となる程度の恫喝、誹謗中傷による人格否定、故意な支援拒否等、

背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- (6) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者は当事業所に対し、本約款に基づくデイサービスの対価として「別紙2」の利用単位ごとに計算された利用料金を支払う義務があります。但し、市町村が利用者の経済状態等の事由により減免該当者と認定した場合は、上記利用料金を減額変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用料金の合計額を毎月10日までに請求します。利用者は、当事業所に対し、その月の27日までに支払うものとします。なお、支払い方法は指定の口座からの引き落としとなります（手数料は事業所負担）。尚、口座引き落としが不可能な場合はご相談ください。
- 3 当事業所は、利用者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。
- 4 身元引受人（連帯保証人）は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 5 前項の負担の極度額は、70万円とします。
- 6 身元引受人（連帯保証人）が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人（連帯保証人）が死亡したときに、確定するものとします。
- 7 身元引受人（連帯保証人）の請求があったときは、当事業所は身元引受人（連帯保証人）に対して、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供します。

(記録)

- 第6条 当事業所は、利用者のデイサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人（連帯保証人）その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。但し、複写に係る経費について、施設は利用者に対して実費相当額を請求できるものとする。

(身体の拘束等)

- 第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急止むを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由及び時間を看護及び介護記録等に記載することとし、併せて、利用者若しくは身元引受人（連帯保証人）に同意を得るものとします。

(個人情報について)

- 第8条 当事業所とその職員は、個人情報については、「別紙3」須坂やすらぎの園個人情報保護方針と個人情報の利用目的に基づいて対応します。

(緊急時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、施設管理者の判断により受診が必要と認める場合、身元引受人（連帯保証人）の同意を得た上で、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所の利用者及び身元引受人（連帯保証人）が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当事業所の提供するデイサービスに対しての要望又は苦情等を、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、玄関に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、市町村（保険者：須坂市役所 高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町役場 健康福祉課 高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 健康福祉課 福祉係 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 デイサービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、その過失割合に応じ、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、その過失割合に応じ、連帯して当事業所に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約款に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（連帯保証人）と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

デイサービス（通所介護）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証と負担割合証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当デイサービスセンターでのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭における生活が継続できるかという目的で、ご利用者が依頼した居宅介護支援事業者の決めた「居宅サービス計画（ケアプラン）」及び施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人（連帯保証人）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

看 護： 常勤の看護職員がいますので、ご利用者の状態に照らして適切な看護を行います。

介 護： 常勤の介護職員が、介護サービス計画に基づいて適切な介護を行います。

機能訓練： 原則として機能訓練スペースにて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

3. 生活サービス

当デイサービスセンター利用中も、明るく家庭的な雰囲気のもとで利用していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

センター： 椅子と午睡等用のベッドが備え付けてあります。また、畳敷き（座敷）もあります。

食 事： 11 時 45 分～12 時 45 分食事はデイサービスセンター内でゆっくりとおとりいただきます。

入 浴： 毎回入浴があります。尚、入浴の際は、所定の入浴料（8 頁参照）を加算させていただきます。

送 迎： ご希望があれば、毎回ご利用者のお宅まで送り迎えをいたします。

4. 他機関・施設との連携

(1) 協力医療機関への受診

利用者の状態が急変した場合には、原則的には、身元引受人（連帯保証人）により利用者かかりつけ医へ受診していただきます。尚、緊急時や御家庭の事情等で受診できない場合には、施設管理者の判断で、協力病院や最寄りの診療所、もしくは歯科診療所に受診していただく場合があります。その際は、利用者のケース台帳に記録いたします。

(2) 他事業所の紹介

当事業所での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の事業所・機関を紹介しますので、ご安心ください。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 相談、苦情

利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当事業所の提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等を、担当支援相談員に申し出ることができ、又は市町村（保険者：須坂市役所 高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町役場 健康福祉課 高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 健康福祉課 福祉係 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

当事業所には介護支援に関する専門員として、相談員が勤務していますのでお気軽にご相談ください。受付時間は 24 時間対応しています。

また、要望や苦情なども、相談員等にお寄せ戴ければ速やかに対応致します。

その他、玄関入り口に備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。

相談員： 田尻一恵・山室 美和 電話 026-246-4600

7. 第三者評価の受審状況

第三者評価は実施していません。

8. 事故対応

利用者事故が生じた際には、速やかに受診対応等適切な処置を図ると共に、身元引受人（連帯保証人）が指定した緊急連絡先に連絡をします。

また、事故原因を究明し、事故防止策を講じて再発防止に努めております。

※以上の内容については、今後改定されることがあります。

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」のご案内

(2026 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 総合福祉施設 須坂やすらぎの園
- 施設種別 デイサービスセンター（通所介護）
- 開設年月日 平成 5 年 6 月 1 日
- 所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-1
- 電話番号 026-246-4600
- ファックス番号 026-246-4771
- 管理者名 田尻 一恵
- 介護保険指定番号 長野県指定 2070700055

(2) 施設の目的と運営方針

① 目的

当施設は、看護や介護、レクリエーション、その他必要な医療及び、入浴、食事、日常動作訓練等の各種介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた潤いのある日常生活を営むことができるよう職員が一丸になって支援します。

加えて、デイサービスの利用や介護相談に応じることで、利用者の家族の介護による身体的及び精神的負担の軽減を図り、安心して在宅での生活を継続することができるように支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当事業所は、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

② 運営方針

超高齢化社会を迎えつつある中、豊かでやすらぎのある福祉社会の構築に向けて、地域住民の要望に対応した高齢者の為の総合的な総合福祉施設を設立しました。

その中の拠点施設である特別養護老人ホーム須坂やすらぎの園は、介護を要し在宅介護が困難な状況になったお年寄りを専門に介護する施設です。

併設するショートステイ（短期入所生活介護）や老人保健施設（介護老人保健施設）、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、デイケアセンター（通所リハビリテーション）等とは常時、緊密な連携がとれ、総合的な老人福祉、保健対策の基幹施設として運営を行っています。

(3) 施設の職員体制

単位：人

職 名	配置人数
● 管 理 者	1（兼務）
● 看護職員	2 以上
● 介護職員	5 以上

● 相談員	1 以上
● 機能訓練指導員	1 以上
● 管理栄養士	1 (兼務)
● 調理員	2 (兼務)

(4) 定 員 30 名から要支援者を除いた数

(5) 営業日及び営業時間、通常の事業実施地域

① 営業日 月曜日～土曜日（但し、年末年始休業に伴う変更があります）

② 営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分

サービス提供時間 9 時～16 時 30 分

延長時間 8 時 30 分～9 時及び 16 時 30 分～17 時 30 分

③ 通常の事業実施地域は、須坂市（但し、峰の原高原を除く）、小布施町、高山村（但し、山田牧場は除く）

2. サービス内容

(1) 居宅介護支援事業者との連携

(2) 介護サービス計画の立案と実施

(3) 食 事 ご自分で食事がとれない人には、食事介助サービスをします。

(4) 入 浴 一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
※利用者の身体の状態に応じて、入浴中止又は清拭になる場合があります。

(5) 送 迎

(6) 各種生活行事 誕生会等

(7) 健康管理

(8) 介 護

(9) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(10) 相談援助サービス

(11) 利用者が選定する特別な食事の提供

(12) 行政手続相談

(13) その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険負担割合 1 割）

① 基本サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。又送迎代も含みます。以下は 1 日当たりの自己負担分です）

7 時間以上 8 時間未満（基本時間 9：00～16：30）

● 要介護 1 658 円

● 要介護 2 777 円

● 要介護 3 900 円

● 要介護 4 1,023 円

- 要介護 5 1,148 円

② 加 算

- 入浴介助加算（Ⅰ） 40 円／回
- 中重度者ケア体制加算 45 円／日
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 円／月
- 科学的介護推進体制加算 40 円／月
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 円／回

③ その他時間区分（基本サービス費）

3 時間以上 4 時間未満（基本時間 9：00～12：30）

- 要介護 1 370 円
- 要介護 2 423 円
- 要介護 3 479 円
- 要介護 4 533 円
- 要介護 5 588 円

4 時間以上 5 時間未満（基本時間 9：00～13：30）

- 要介護 1 388 円
- 要介護 2 444 円
- 要介護 3 502 円
- 要介護 4 560 円
- 要介護 5 617 円

5 時間以上 6 時間未満（基本時間 9：00～14：30）

- 要介護 1 570 円
- 要介護 2 673 円
- 要介護 3 777 円
- 要介護 4 880 円
- 要介護 5 984 円

6 時間以上 7 時間未満（基本時間 9：00～15：30）

- 要介護 1 584 円
- 要介護 2 689 円
- 要介護 3 796 円
- 要介護 4 901 円
- 要介護 5 1,008 円

8 時間以上 9 時間未満（基本時間 9：00～17：00）

- 要介護 1 669 円
- 要介護 2 791 円
- 要介護 3 915 円
- 要介護 4 1,041 円
- 要介護 5 1,168 円

注) ※ 上記利用料金は介護保険負担割合 1 割対象者です。それ以外の方は介護保険負担割合に応じた額になります。

※ 基本料金及び加算料金の合計の 12.0%が介護職員等処遇改善加算（I ロ）として介護保険適用利用料に上乗せされます。

(2) その他の料金

- | | | |
|----------------------------------|-----|-------|
| ① 食費 昼食（おやつ込） | 1 食 | 640 円 |
| ② 紙オムツ使用料（1 枚当り） | | |
| フラットタイプ | 1 枚 | 70 円 |
| 紙オムツ（テープ止めタイプ） | 1 枚 | 160 円 |
| リハビリパンツ | 1 枚 | 190 円 |
| 尿取りパット | 1 枚 | 40 円 |
| ③ 理髪代 業者委託（一回 2, 500 円）を紹介いたします。 | | |
| ④ 紅茶、カルピス、昆布茶 | 1 杯 | 50 円 |

4. 支払い方法

- (1) 毎月 10 日に、前月利用料金合計額の請求書兼明細を指定の送付先に発送します。
 - (2) お支払いは指定の口座からの引き落としとなります。
 - (3) 毎月 27 日が引き落とし日になりますので、それまでに口座への入金をお願い致します。なお、残高不足等で引き落としができなかった場合は、現金でのお支払いとなります。（再引き落としは行いません）
- ※ 事情により口座引き落としが不可能な場合は、ご相談ください。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- (1) 協力医療機関
 - 名 称 長野県立信州医療センター
 - 住 所 須坂市大字須坂 1332
- (2) 協力歯科医療機関
 - 名 称 須高歯科医師会

6. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報装置設置等
- (2) 防災訓練 地域合同総合防災訓練（年 1 回）、 各種訓練防災（月 1 回）
- (3) 通報訓練 毎日 1 回

7. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してデイサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
その他、利用約款第 4 条第 1 項第 5 号に該当するような行為。

8. その他

当事業所についての詳細は、「ご利用のしおり」を用意してありますので、ご覧ください。

※ 上記の内容については、今後改正されることがあります。

2000 年 4 月 1 日制定	2019 年 10 月 1 日利用料改正
2003 年 4 月 1 日利用料改正	2019 年 10 月 29 日改正
2005 年 10 月 1 日利用料・食費改正	2020 年 4 月 1 日改正
2006 年 4 月 1 日利用料改正	2021 年 4 月 1 日改正
2009 年 4 月 1 日利用料改正	2022 年 10 月 1 日改正
2012 年 4 月 1 日利用料改正	2022 年 10 月 7 日改正
2014 年 4 月 1 日利用料改正	2024 年 4 月 1 日改正
2015 年 4 月 1 日利用料改正	2024 年 8 月 1 日改正
2015 年 8 月 1 日利用料改正	2025 年 12 月 1 日一部変更
2016 年 4 月 1 日利用料支払い改正	2026 年 1 月 15 日一部変更
2016 年 10 月 1 日雑費の取り扱い改正	2026 年 6 月 1 日改正
2017 年 4 月 1 日介護職員処遇改善加算改正	
2018 年 4 月 1 日利用料改正	

須坂やすらぎの園個人情報保護方針

はじめに

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」（以下、「当施設」と言います。）は、当施設のサービス提供にあたり、ご利用者の生活を直接的あるいは間接的に支援させていただくという特性上、ご利用者からプライバシーに関わる個人情報をご提供いただくことがあります。

ご提供いただいた個人情報は、ご利用者の尊厳に関わる重要な情報であり、万一流出してしまえばご利用者に多大な不利益を与えかねず、また当施設のみならず福祉業界全体に対する社会からの信頼を著しく損ないかねません。

このことから、当施設は、ご利用者が安心して当施設サービスを利用できるよう個人情報を保護するとともに、老人福祉事業に従事する一員として業界全体の信頼感構築に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、実施いたします。

1. 基本方針

当施設は、ご利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言います。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報だけでなく、個人の身体、病歴、健康状態、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報を含みます。

但し、死亡した個人に関する情報であっても、生存する個人の情報と同等の安全管理に努めます。

3. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

4. 安全性確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

個人情報利用目的

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」（以下、「当施設」と言います。）は、「須坂やすらぎの園個人情報保護方針」に基づき、ご利用者の個人情報を収集、利用、提供するにあたっては、下記のとおり利用目的を特定し、目的達成のために必要な最小限の情報のみを収集するとともに、その範囲を超えて利用することはありません。

1. ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの提供に係る当事業所管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - 当該ご利用者に対する介護サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ご利用者の通院、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等
- ④ 須坂やすらぎの園家族会が行う事業等に必要な情報提供

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習、ボランティア活動に対する協力
 - 当施設において行われる事例研究等

(2) 他の施設等への情報提供を伴う利用目的

(3) 当施設の管理運営業務のうち

- ① 外部監査機関、評価機関等への情報提供

2007年4月1日

総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理事長 大島 順道